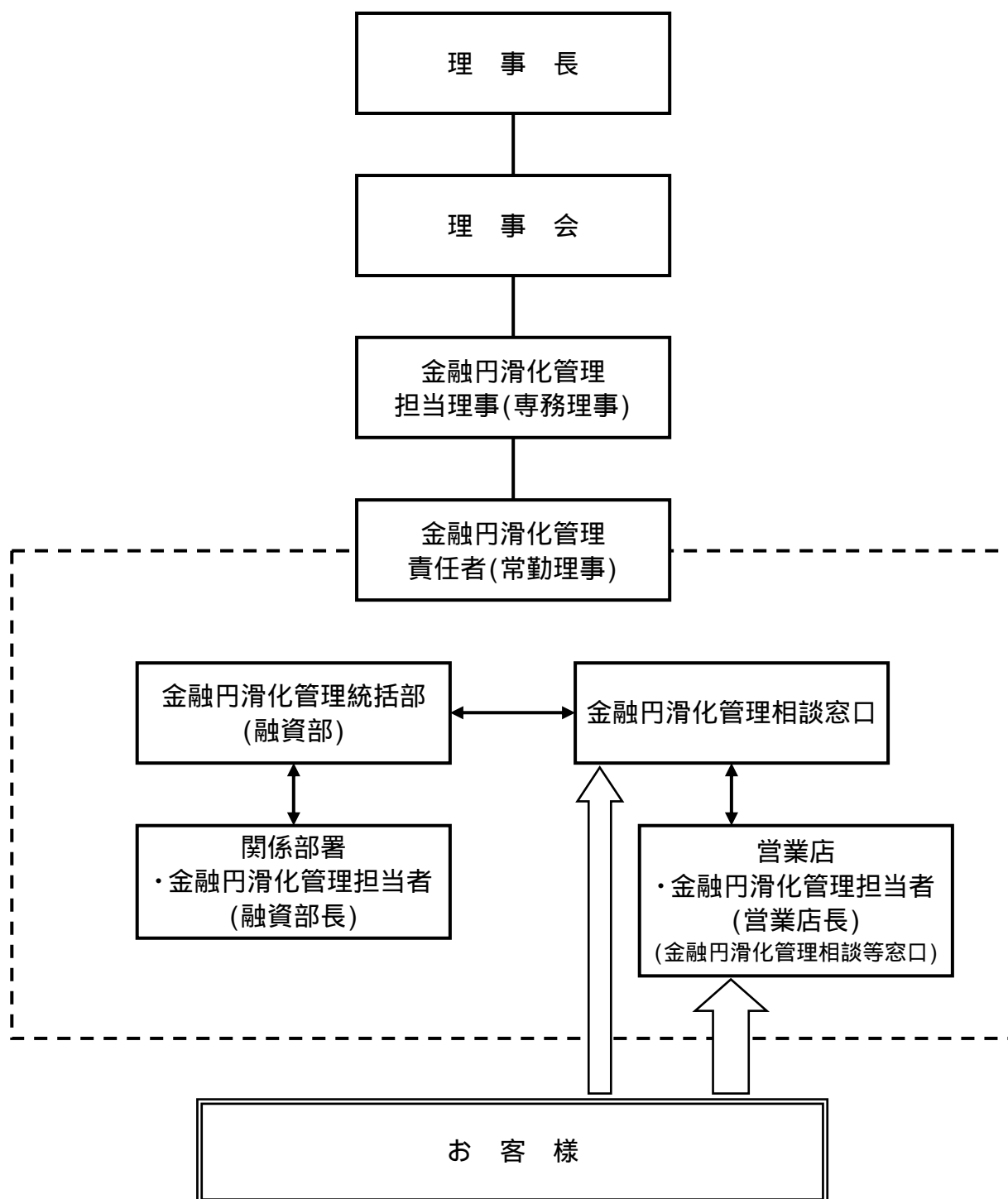


金融円滑化管理態勢に係る組織体制図（仙北信用組合）



金融円滑化管理方針

当組合は、お客さま一人ひとりの顔が見える対話を一番大切に、最も身近な頼れる相談相手として、お客さまの悩みを一緒に考え、問題の解決に努めていくため、以下のとおり、金融円滑化管理方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組むこととする。

1. 金融円滑化管理の目的

金融円滑化管理は、金融円滑化管理態勢の整備・確立に向けて、当組合が適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性を確保することを目的とする。

2. 当組合の金融円滑化管理態勢

(1) 理事、理事会の役割・責任

理事長は、当組合の金融円滑化管理態勢を統括して、金融円滑化管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知する。

理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めた金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程を策定するとともに、金融円滑化管理に関する重要事項を審議して、金融円滑化管理態勢を構築・推進する。

金融円滑化管理担当理事は、理事会の議決に基づき、金融円滑化管理責任者に対する指揮・命令を通じて、金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化にあたる。

(2) 金融円滑化管理責任者の役割・責任

金融円滑化管理統括部（融資部）に金融円滑化管理責任者を配置する。

関係部署における金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有する。

金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアルの策定・見直し等金融円滑化管理態勢に係る基本的事項を立案する。

研修等により金融円滑化管理の重要性及び遵守すべき法令、内部規程等に関係部室店の職員に周知させる。

金融円滑化管理態勢上の問題点については、適時・適切に金融円滑化管理担当理事に報告する。

法令等に基づく金融円滑化管理の状況に関する説明書類の開示及び監督当局に対する報告書類について管理する。

(3) 金融円滑化管理統括部（融資部）の役割・責任

金融円滑化管理の統括部署として、金融円滑化管理統括部（融資部）を設置する。

関係部室店の金融円滑化管理担当者と連携しつつ、金融円滑化管理に関する事項を一元的に管理・統括して、金融円滑化管理態勢の充実・強化にあたる。

金融円滑化管理のため、関係部室店に対して必要な情報収集をするとともに、適時、必要な指示をする。

金融円滑化に関する申込み・相談・苦情（以下「相談等」という。）に対する検討・審査及び回答について、速やかな対応に努める。

金融円滑化に関する相談等窓口の運用状況を管理する。

法令等に基づく金融円滑化管理の状況に関する説明書類及び報告書類を作成し、保存・管理する。

(4) 金融円滑化管理担当者の役割・責任

本部、営業店ごとに金融円滑化管理担当者を配置する。

金融円滑化管理統括部(融資部)と連携し、所属部室店における金融円滑化態勢の推進等について責任を有する。

金融円滑化管理統括部(融資部)の指示に基づき所属部室店における金融円滑化管理に係る研修計画を策定し、実施する。

所属部室店における金融円滑化管理に関する法令等の遵守状況や金融円滑化管理態勢上の問題点を把握し、金融円滑化管理統括部(融資部)に報告する。

(5) 金融円滑化に関する相談等窓口の設置

金融円滑化に関する相談等窓口を設置する。

金融円滑化に関する相談等窓口の担当者は、金融円滑化に関する相談等管理簿に、顧客からの相談等の内容を記録し、毎営業日、金融円滑化管理統括部(融資部)に報告する。

3. 中小企業等金融円滑化法に基づく開示及び当局への報告

中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況を半期毎に開示・報告する。

4. 金融円滑化管理の実施

(1) 中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努める。

(2) 中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況や当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努める。

(3) 他の金融機関から借入を行っている債務者から貸付条件の変更等について、申込み・相談があった場合には、債務者の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR(特定認証紛争解決手続き)、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努める。

(4) 取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援については、当該企業の経営改善を通じて当組合の信用リスク削減に資するものであることから、取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに努める。

(5) 中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みに対する対応の進捗状況の把握や貸付け条件変更等を行った顧客の経営状況に関する期中管理に努める。

(6) 顧客からの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、顧客とのこれまでの取引関係や顧客の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めることとする。

また、顧客のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努める。

金融円滑化管理規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、金融円滑化管理方針の下、金融円滑化管理態勢の構築・推進に係る基本的事項を定める。

第2条（金融円滑化管理に対する基本姿勢）

役職員は、金融円滑化管理方針の趣旨に則り、適切なりスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保に努めなければならない。

第3条（定義）

金融円滑化管理とは、以下の～を達成するために必要となる管理をいう。

中小企業者及び住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込み等に対する対応の措置

顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うための措置

債務者の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うための措置

与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関し、顧客に対する説明が適切かつ十分に行うための措置

顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応が適切に実施されるための措置

その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要であると当組合において判断した事項が適切に実施されるための措置

第2章 組織体制

第4条（理事会）

1．理事会は、次に掲げる金融円滑化管理に関する事項を議決する。

（1）本規程のほか金融円滑化管理態勢の構築・整備に係る重要な規程の制定及び改廃

（2）金融円滑化管理担当理事の選任及び解任

（3）金融円滑化管理全般を統括する責任者（以下「金融円滑化管理責任者」という。）の選任及び解任

（4）金融円滑化に関する申込み・相談・苦情（以下「相談等」という。）窓口の設置及び運営の基本事項の決定及び重要な見直し

（5）前各号のほか、金融円滑化管理に係る重要事項と理事会が認めた事項

2．理事会は、次の各号の金融円滑化管理に関する事項について、金融円滑化管理担当理事又は金融円滑化管理責任者から報告を受けるものとする。

（1）金融円滑化管理態勢の推進状況

（2）金融円滑化管理相談等窓口の運用状況

（3）中小企業等金融円滑化法第7条に規定する開示内容及び同法第8条に規定する監督当局への報告内容

- (4) 内部監査、当局検査等における指摘事項等とその改善策・再発防止策の内容
- (5) 金融円滑化管理上の問題（経営に重大な影響を与える、又は、顧客の利益が著しく阻害される事案等）の発生及びその対応状況、再発防止策の内容
- (6) 前各号のほか、理事会が報告を求める事項

第5条（理事長）

- 1．理事長は、当組合の金融円滑化管理態勢を統括して、金融円滑化管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知し、金融円滑化管理態勢の推進に責任を有する。
- 2．理事長は、前条第1項に基づく理事会の議決の執行のために必要な事項について決定を行うとともに、理事会及び監事に対して必要な報告を行う。

第6条（担当理事）

- 1．金融円滑化管理担当理事は、金融円滑化管理責任者に対する指揮・命令を通じて、金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化にあたる。
- 2．金融円滑化管理担当理事は、次の各号の責務を負う。
 - (1) 金融円滑化管理態勢に係る企画、立案及び推進の統括
 - (2) 金融円滑化管理態勢の所管部の管理
 - (3) 金融円滑化管理責任者の適正な配置
 - (4) 内部監査、当局検査等における指摘事項等に係る改善策・再発防止策の策定
 - (5) 前各号のほか、理事会で議決した事項
- 3．金融円滑化管理担当理事は、次の各号の権限を有する。
 - (1) 金融円滑化管理に関する問題が発生し又は発生するおそれがある場合、金融円滑化管理責任者及び役職員に対して報告を求め又は事実関係の調査を行うこと
 - (2) 金融円滑化管理責任者及び役職員に対して、金融円滑化管理態勢の推進上必要な指示を行うこと

第7条（監事会）

- 1．監事会は、金融円滑化管理に係る理事の職務執行について監査する。
- 2．監事は、前項の監査について、金融円滑化管理に関する法令等（本規程を含む。以下同じ。）に違反し若しくは違反するおそれがあると認めた場合、又は金融円滑化管理態勢上の問題点を発見した場合は、理事会に報告しなければならない。

第8条（管理責任者）

- 1．金融円滑化管理統括部（融資部）は、金融円滑化管理担当理事の指示に従い、金融円滑化管理責任者を置く。
- 2．金融円滑化管理責任者の責務は、次のとおりとする。
 - (1) 本規程、金融円滑化管理マニュアルの策定・見直し等金融円滑化管理態勢に係る基本的事項を立案する。
 - (2) 関係部室店における金融円滑化管理に関する法令等の遵守状況の把握・点検
 - (3) 関係部室店における金融円滑化管理態勢上の問題点の把握
 - (4) 金融円滑化管理に関する問題が発生し又は発生するおそれがある場合における事実関係に関する必要な調査
 - (5) 金融円滑化管理態勢の推進状況・問題点について、必要に応じて金融円滑化管理担当理事及び監事に報告するものとする。ただし、経営に重大な影響を与えるおそれがある場合、又は、顧客の利益が著しく阻害されるおそれがある場合には、速やかに報告するものとする。
 - (6) 前号については、必要に応じて随時、理事会に報告するものとする。ただし、

当該問題点等が経営に重大な影響を与えるおそれがある場合又は、顧客の利益が著しく阻害されるおそれがある場合には、速やかに、理事会に報告するものとする。

- (7) 法令等に基づく金融円滑化管理の状況に関する説明書類の開示及び監督当局に対する報告書類について管理する。

(管理統括部)

第9条 金融円滑化管理統括部(融資部)

1. 金融円滑化管理責任者の指示に従い、金融円滑化管理に係る情報を集約し、当該管理に対する対応の進捗状況及び処理指示を一元的に統括・管理する。
2. 金融円滑化管理統括部の責務は、次のとおりとする。
 - (1) 金融円滑化管理に係る理事会の議決及び金融円滑化管理担当理事の決定の実施に係る管理。
 - (2) 金融円滑化に関する相談等窓口を設置し、顧客に対して周知する。
 - (3) 関係部室店の金融円滑化管理担当者等(融資部、顧客説明管理責任者、顧客サポート等管理責任者、信用リスク管理者、審査部門、問題債権の管理部門、コンプライアンス統括部等)と連携して、金融円滑化管理に関する事項を一元的に管理・統括する。
 - (4) 関係部室店に金融円滑化管理担当者を指名し、金融円滑化管理の適正性を促進する任に当たらせる。
 - (5) 金融円滑化管理に関する研修計画の策定及び実施
 - (6) 金融円滑化に関する相談等に対する検討・審査及び回答
 - (7) 金融円滑化管理に関する金融円滑化管理担当者及び役職員からの報告・相談に対する対応及び協議
 - (8) 金融円滑化管理担当者及び役職員に対する金融円滑化管理の対応に関する指導・支援等を行う。
 - (9) 金融円滑化管理に関して法令等に違反し又は違反するおそれがある事実を発見した場合には、直ちにコンプライアンス課に報告するものとする。
 - (10) 金融円滑化管理に関する問題が発生し又は発生するおそれがある場合における金融円滑化管理担当者及び役職員に対する報告の徴求及び事実関係の調査並びに対応策・改善策等の策定
 - (11) 法令等に基づく金融円滑化管理の状況に関する説明書類及び報告書類を作成し保存・管理する。
 - (12) 前各号のほか、金融円滑化管理担当理事が指示した事項

第10条(管理担当者)

1. 本部および営業店は、金融円滑化管理統括部(融資部)の責任者の指示に従って、金融円滑化管理担当者を置く。
 - (1) 金融円滑化管理担当者を本部は融資部長、営業店は店長とする。
2. 金融円滑化管理担当者の責務は、次のとおりとする。
 - (1) 所属部室店における金融円滑化管理に関する法令等の遵守状況の把握・点検及び金融円滑化管理統括部(融資部)への報告
 - (2) 所属部室店における金融円滑化管理態勢上の問題点の把握及び金融円滑化管理統括部(融資部)への報告並びに金融円滑化管理統括部(融資部)の指示に基づく改善対応等
 - (3) 金融円滑化管理に関する問題が発生し又は発生するおそれがある場合における事実関係に関する必要な調査

- (4) 金融円滑化管理統括部(融資部)の指示に基づく所属部室店における金融円滑化管理に係る研修計画の策定及び実施
- (5) その他関係部室店の指示する事項

第 11 条 (金融円滑化に関する相談等窓口)

- 1 . 金融円滑化に関する相談等窓口を設置する。
- 2 . 金融円滑化に関する相談等窓口担当者の責務は、次のとおりとする。
 - (1) 金融円滑化に関する相談等管理簿(以下「管理簿」という。)に、顧客からの相談等の内容を記録し、毎営業日、金融円滑化管理統括部(融資部)に報告する。
 - (2) 管理簿は、融資部において、文書管理規程に基づき保管するものとする。
 - (3) 管理簿は、融資部の管理の下、個人情報保護に関する法律等に違反しない範囲で利用されるものとする。
 - (4) 顧客の相談等に対して誠実かつ公正に対応し、これを適正に処理する。
 - (5) 前号にかかわらず顧客の利益を著しく害するおそれがある場合、又は法令等に違反するおそれがある場合の事案については、金融円滑化管理統括部及びコンプライアンス責任者と協議する。

第 12 条 (金融円滑化管理対応マニュアル)

- 1 . 金融円滑化管理統括部(融資部)は、次の事項を含む金融円滑化管理に係るマニュアルを作成する。
 - (1) 新規融資や貸付条件の変更等に係る与信審査(貸付条件の変更等を行った後の資金供給等に関する適切な審査を含む。)に関する手続
 - (2) 新規融資や貸付条件の変更等の申込みをした顧客の実態把握に関する手続
 - (3) 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みの支援に関する手続
 - (4) 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みへの対応の手続(相談・申込みの受付、相談・申込みの内容の確認の手続、相談・申込みの進捗管理、相談・申込みに関し顧客の納得を得るための対応、長期未済案件の発生防止及び相談・申込みが紛争となった場合の手続等)
 - (5) 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込み時における記録の作成及び保管に関する手続(貸付条件の変更等の申込みを謝絶する場合は、謝絶に至った理由を可能な限り具体的に記録・保存するための手続を含む。)
 - (6) 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みについての情報を関連する部門へ伝達するための手続
 - (7) 中小企業者等金融円滑化法第 6 条を踏まえた手続
 - ・ 中小企業者・住宅資金借入者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対応するための手続
 - ・ 中小企業者に係る事業再生ADR手続(特定認証紛争解決手続き)の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう努めるための手続
 - ・ 企業再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意の求めに対応するための手続
 - ・ 上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力するための手続
 - ・ 中小企業者からの貸付条件の変更等の申込み、中小企業者に係る事業再生ADR手続の実施依頼の確認、企業再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他の金融機関・政府系金融機関、信用保証協会等、中小企業再生支援協議

会が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図るための手続

- ・ 住宅資金借入者からの貸付条件の変更等について、その他の金融機関、住宅金融支援機構が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図るための手続
- (8)その他、本規程の項目の具体的実施手順、細則など(金融円滑化管理対応部署、所属部室店との情報伝達・報告・指揮命令・支援体制等)

第 13 条 (金融円滑化に関する書類の作成・管理・保存)

- 1 . 金融円滑化管理統括部 (融資部) は、次に掲げる事項を記載する書類を作成し、管理、保存する。
 - (1) 中小企業等金融円滑化法第 7 条第 1 項に規定する説明書類
 - (2) 中小企業等金融円滑化法第 8 条第 1 項に規定する報告書類
 - (3) 第 1 1 条第 2 項第 1 号に基づく書類
 - (4) 前各号の書類は、その作成の日から 5 年間保存し、文書管理規程に基づき保管するものとする。

第 14 条 (研修)

金融円滑化管理統括部(融資部) は、必要に応じて随時、金融円滑化管理に関する、研修計画を立案し、直接又は金融円滑化管理担当者を通じて、役職員に対し研修を実施する。

第 15 条 (モニタリング)

金融円滑化管理統括部は、必要に応じて随時、金融円滑化管理態勢をモニタリングする。

第 16 条 (内部監査)

- 1 . 内部監査部門は、毎事業年度、金融円滑化管理について監査項目を特定した上で年間監査計画を策定し、理事長の承認を得て、内部監査実施要領に従って、金融円滑化管理態勢に係る内部監査を実施する。
- 2 . 内部監査部門は、前項の監査計画に基づく内部監査のほかに、必要に応じて理事長の承認を得て又は理事長の指示に従い、金融円滑化管理態勢について内部監査を実施する。
- 3 . 内部監査部門の長は、前各項の内部監査の結果を理事長に報告し、理事長が理事会に報告する。

第 17 条 (評価・改善活動)

- 1 . 金融円滑化管理統括部 (融資部) は、必要に応じて随時、本規程及び金融円滑化管理マニュアルの遵守状況、金融円滑化管理の状況に関する報告、モニタリング結果を踏まえ、金融円滑化管理態勢の実効性を検証する。
- 2 . 前項の検証を踏まえ、本規程等の内容、組織体制、研修・指導の実施及びモニタリングの方法等の見直しを行い、金融円滑化管理担当理事に報告する。

第 3 章 雑則

第 18 条 (細目的事項)

本規程の実施に係る事項及び金融円滑化管理に係る細目的事項については、金融円滑化管理担当理事が定める。

第 19 条（所管・改廃）

- 1 . 本規程は、金融円滑化管理統括部（融資部）が所管する。
- 2 . 本規程の改廃等については、金融円滑化管理統括部（融資部）が原案を策定して、コンプライアンス課等におけるリーガル・チェックを経た上で、理事会の議決により決する。

（附則）

本規程は、平成 2 2 年 2 月 1 日から施行する。

ご返済がお困りになっているお客様へ

当組合は、中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談について、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じて、適切かつ丁寧な対応に努めていくため、別紙のとおり、貸付条件の変更等の申込みに対する方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組んでまいります。

ご返済等に関するご相談については、下記の当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」又は担当者までお申出ください。

また、お電話にてのご相談等もご遠慮なくお申出ください。

中小企業のお客様

業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合

住宅ローン ご利用のお客様

勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収などの事情により返済が困難となった場合

ご返済等に関するご相談受付窓口

設 置 場 所	本 店	電話 0228-32-2586
	築館支店	電話 0228-22-2376
	迫支店	電話 0220-22-3095
	気仙沼支店	電話 0226-24-4000
	栗駒支店	電話 0228-45-1517
	米山支店	電話 0220-55-4155
	中田支店	電話 0220-35-2100
受 付 日	当組合の営業日	
受 付 時 間	午前9時から午後5時 中田支店は午後7時まで 営業日の午後4時以降のご相談につきましては、午後4時まで電話でご予約の上、ご来店下さい。	

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

仙北信用組合融資部

電話 0 2 2 8 3 2 3 0 1 4

(別紙)

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

平成22年2月1日
仙北信用組合

・中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響(状況)等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

・既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

・貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) 融資部において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 融資部において、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点については、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

・他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

・お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

・貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

以 上